#### 1. 林業経営者名簿

登録番号	登録年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の	電話番号	認定事業種
	(登録変更年月日)			所在地		
051411	R5. 4. 3	男鹿南秋田森	代表理事組合長	五城目町字杉ヶ	018-852-	有
		林組合	石井 一夫	崎 10 番地	3135	

### 2. 雇用の状況

林業現場作	事務系等職	雇用管	雇用に		社会・	労働保険	等への加え	入状況	
業職員(う	員数(うち常	理者の	関する						
ち常用)	用)	選任の	文書交	労災保	労災保	雇用保	健康保	厚生年	退職金
		有無	付の有	険	険料率	険	険	金保険	共済等
			無						
1 3 人	15人			人	%	人	人	人	人
		有	有	26	1 7	2 5	2 3	2 3	1 9
(9人)	(14人)								

- ※ 職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。
- ※ 退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意 積立金等を含めて記載すること。
- 注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。
- 注2「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

### 3. 技術者・技能者の数

	技術者・技能者数									
フォレストワーカー	フォレストリータ゛ー	フォレスト マネー ジ゛ャー	森林施 業 プランナー	森林作 業道作 設か <sup>°</sup> レーター	技術士	技能士	林業技士	7 <sub>オ</sub> レスター (森林 総合監 理士)	ニューク゛リーンマイスター	秋田県 林業技 術管理 士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5	1	1	5				2		2	2

- 注1 7ォレストワーカー (林業作業士)、フォレストリーダー (現場管理責任者)、フォレストマネージャー (統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 注2 森林施業プランナーとは森林施業プランナー育成のための研修を受講し、森林施業プランナー協会で認定された 者のこと。
- 注3 森林作業道作設か。レーターとは、森林作業道作設か。レーター養成のための国または県の研修を受講するなど

して、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

- 注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。
- 注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。
- 注6 林業技士とは、(一社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。
- 注7 フォレスター (森林総合監理士) とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注8 ニューグリーンマイスターは秋田県の認定を受けた者。
- 注9 秋田県林業技術管理士とは、秋田県林業トップランナー養成研修(秋田林業大学校)を修了し、秋田県の認定を受けている者。

### 4 林業機械の保有状況

ク゛ラッ フ゜ル	プ <sup>°</sup> ロセッサ	ハーヘ゛スタ	フォワータ゛	スインク゛ヤ	フェラーバンチャ	スキッタ゛	タワーヤー タ゛	バ ケット 付ク゛ラッ プ ル	林内作 業車	その他
台 1	台	台	台	台	台	台	台	台	台 1	台 2

<sup>※1</sup>年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないこととすること。

### 5 生産量の増加又は生産性の向上

- ※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。
- ※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください

				直近	3事業年度の	)実績
事業区	分	指標	内訳	直近の	直近の	直近
				前々年	前年	
		面積	直営			
		(ha)	請負	2. 2	1.53	4. 04
			合計	2. 2	1.53	4.04
	主	材積	直営			
	伐	$(m^3)$	請負	918	713	1,065
			合計	918	713	1,065
		生産性	直営			
		(m³/人				
生産		日)				5.0
		面積	直営			
		(ha)	請負	188.96	199	187
			合計	188.96	199	187
	間	材積	直営			
	伐	$(m^3)$	請負	14, 891	16, 598	18, 005
			合計	14, 891	16, 598	18, 005
		生産性	直営			
		(m³/人				
		月)				
		面積	直営		16.00	1.00

目標とする	目標
事業年度の	とする
見込	項目
2.00	
10. 30	
12. 30	Ø
600	
4,000	
4,600	V
6. 5	
30	
182	
212	Ø
2, 100	
19, 400	
21, 500	abla
5. 5	
5	

	植	(ha)	請負	1. 40	1. 40	9. 90
	付		合計	1. 40	17. 40	10. 90
造林·	下	面積	直営	29. 00	5. 00	6.00
保育	ĮΙΚ	(ha)	請負	9. 00	5. 00	15. 00
	り		合計	38. 00	10.00	21. 00
	そ	面積	直営	13.00	31.00	41.00
	の	(ha)	請負	329.00	290.00	251.00
	他		合計	342.00	321.00	292.00

## 事業期間

直近の事業年度: 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 目標とする事業年度: 令和9年4月1日 ~ 令和10年3月31日

以下の6~12の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

- ※ その他の取組等がある場合には、( )内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。
- ※ 該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。(添付書類で確認 できる場合は省略可。)

### 6 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理 作業日報の作成・分析による進捗	管理や工程の見直し	取り組ん でいる ☑	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある □ (	年後)
作業システムの改善			$\square$	□ (	年後)
その他(	)			□ (	年後)
(2) 原木の安定供給・流通合理化等 製材工場等需要者との直接的な取	링	Ø		□ (	年後)
とりまとめ機関を通じた共同販売	・共同出荷	abla		□ (	年後)
森林所有者や工務店等との連携		otan		□ (	年後)
その他(	)			□ (	年後)
(1)及び(2)の該当するもの (チェック) ・直営作業班については作業   ・取引先 新秋木工業株式会社	日報などにより随時工程	管理を行	っている。		さい。

7 造林・保育の省力化・低コスト化	取り組ん でいる	1年以内に取り組	取り組む 意向が	
伐採・造林の一貫作業システムの導入	$\square$	む予定	ある □ (	年後)
コンテナ苗の使用	$\square$		□ (	年後)
低密度植栽	$\square$		□ (	年後)
下刈りの省略		otag	□ (	年後)
その他( )			□ (	年後)
上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具 ・ 植栽本数 h a 当 b 2,000 本等により行っています。 ・ 下刈については、隔年度に実施いたします。	体的内容	を記述して	てください	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
8 <b>主伐後の再造林の確保</b> 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	有して いる <b>☑</b> 取り組ん	1年以内 に整備す る□ 1年以内 に取り組	整備する 意向が る ( 取り向が 意が	年後)
主伐後の適切な更新	でいる ☑	む予定	ある □ (	年後)
上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具 ・協力事業体と良好な関係にあり、主伐から植栽まて				
9 生産や造林・保育の実施体制の確保 素材生産の事業実績	3 年間 以上 ☑	1 年間 以上 □	1年間 未満	実績なし
造林・保育の事業実績	Ø			
10 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定等 している	1年以内 に策定等 する予定	策定等 する意向 がある	

独自の行動規範等の策定			□(年後)	
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	otin		□( 年後)	
上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具	<b>上</b> 体的内容:	を記述し、	てください。	
・策定主体 秋田県森林組合連合会 森林組合系統運動「JForest 森林・林業・山村未来	系創造運動_	に策定		
1 雇用管理の改善及び労働安全対策				
(1) 雇用管理の改善 現場作業職員の常用化	取り組ん でいる <b>☑</b>	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある □ ( 年後)	
現場作業職員への月給制の導入			□( 年後)	
計画的な研修実施などの教育訓練の充実			□( 年後)	
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	abla		□( 年後)	
その他 ( )			□( 年後)	
(2) 労働安全対策 現場作業職員等への安全衛生教育	abla		□( 年後)	
労災保険への加入 (一人親方等の特別加入を含む)	$\square$		□(年後)	
リスクアセスメント	$\square$		□(年後)	
防護具の着用の徹底	abla		□( 年後)	
作業現場の安全巡回	abla		□( 年後)	
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	$\square$		□(年後)	
その他( )			□( 年後)	

(1)及び(2)の該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。

- ・現場作業員は常用で中退共に加入し、新規採用者は緑の雇用等各種研修会等に参加し技術の向上を図る。
- ・作業員の各種資格取得を推進し、作業現場ごとに乗込教育を行い、作業工程や危険作業の防 止等作業の安全、連携を図る。
- ・林業安全推進対策による安全診断を受診。

1	2	コンプライ	アンス	の確保

			般役員等が逮捕され、又は逮 間を経過していない者である	はい □	いいえ	
	業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に 向けた取組が確実に行われると認められない者である					
国、	都道府県又は市町村		abla			
6 0	の行動規範等に違反し		otan			
して			きない又は森林の経営管理に関 あると認めるに足りる相当の理		$\square$	
何	皮産手続開始の決定を	を受けて復権を得ない <sup>ま</sup> 1 項各号に掲げる者等	者や暴力団員による不当な行為の	防止等に	對	
10 告	₩ 仏号の記案 (♡	÷ 1 0 71)				
	<b>勤役員の設置(※</b> こ常勤役員を設置しっ		の状況について記載してください。			
			の状況について記載してください。 住所		生年月日	
	に常勤役員を設置して	(フリガナ)			生年月日	
	で 常勤役員を設置して 役職	ている場合、常勤役員( (フリガナ) 氏名			生年月日	
	で 常勤役員を設置して 役職	ている場合、常勤役員( (フリガナ) 氏名			生年月日	
既に	で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	でいる場合、常勤役員( (フリガナ) 氏名 伊藤 直勝			生年月日	

# 14 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

		管理実施権 経営管理法に	基づき、市町村	けからの委託を受けて伐持	K等を実施するため	に林業経営者に	設定される	る権利
1	5 そ	の他知事が定る	める情報					
	※実践体	制基礎評価とは、	林野庁補助事業	「森林施業プランナー育成対策事業	」実施要領に基づいて、	提案型集約化施業	(以下「提案	型施

業」という。) に取り組む林業事業体について、提案型施業を実施する体制が構築されているかを公正・中立な外部機関が評価する

市町村名: 男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村

仕組みをいう。